

香蘭女子短期大学 不正防止計画

香蘭女子短期大学（以下「本学」という。）は、研究活動における不正を未然に防止するために、以下のとおり不正防止計画を策定する。

なお、この不正防止計画は、関係部署とも連携し、定期的に点検・見直しを行っていく。

区分	不正発生要因	不正防止対策
1.管理責任体制の明確化	責任と権限の体系の認識が不十分	責任と権限の体系、各責任者の役割を学内に周知するとともに、HP等により学外にも周知する。
2.不正防止に係る取組み		
(1) 研究倫理教育	/	研究者倫理に関する知識を定着、更新させるために、すべての研究者に対して研究倫理教育を定期的に行う。
(2) コンプライアンス教育と啓発活動	/	公的研究費の使用ルールを理解し、不正を起こさせない組織風土を形成するために、公的研究費の運営・管理に関わるすべての教職員に対してコンプライアンス教育を定期的に行う。不正根絶に向けた啓発活動については、すべての教職員に対して、継続的に行う。
(3) 物品購入に係るルールの明確化	取引業者との癒着、納品の事実確認不足	本学に納入されるすべての物品等の検収は、事務局総務・IR課が行うことを、本学教職員及び納入業者に周知徹底する。
(4) 旅費の事実確認	出張の実態が十分に把握されていない	出張者は出張報告書を提出し、出張の証明となる資料を出張報告書に添付する。
(5) 謝金の事実確認	勤務実態の把握が不十分	業務従事者本人が業務終了後に所定の出勤簿に押印し、指定された期日に経理課に提出する。勤務状況等の事実確認を不定期に実施する。
(6) 研究費執行状況の把握	予算の執行状況が把握されていない	経理課は、定期的に研究費執行状況を確認し、適正かつ円滑な執行となるよう指導する。
(7) 研究費の使用ルール	裁量範囲についての不適切な解釈	本学における公的研究費の事務処理手続き及び使用ルールの周知を継続して行う。
(8) 内部管理体制	内部監査の形骸化	公的研究費に係る事務の適正な執行を図るため、内部監査委員会は定期的又は不定期に、モニタリング及び内部監査を実施する。
3.不正使用に係る通報窓口等		
(1) 通報窓口	周知が不十分	外部へはHPで周知しているが、学内においてはコンプライアンス研修時等に、継続して周知を徹底していく。
(2) 不正使用に関与した業者への対応	周知が不十分	不正な取引に関与した業者について取引停止等の処分を行うことや、場合によっては誓約書の提出を求めることを周知する。
4.研究者等の意識向上		
(1) 不正防止計画の周知	公的資金であることの認識不足	コンプライアンスに係る啓発活動を通して不正防止計画を周知する。
(2) 誓約書の提出	公的資金であることの認識不足	公的研究費の運営・管理に関わるすべての教職員に、指定された誓約書の提出を求める。
5.不正防止計画の点検・見直し	モニタリング体制が不十分	不正防止計画については、不正発生要因の把握と分析を進め、定期的に点検・見直しを行う。